令和7年度 公文書開示(4月決定分)

令和7年度		公文書							根拠規定)条例 7 条				_					
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	決 一部開示		存不	1 号				5号				不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 4. 1	R7. 4. 11	令和7年度定期購読図書類年 間登録一覧表	1	1													スタートアップ 戦略推進本部戦 略推進部戦略企 画課
2	R7. 4. 2		東京都と〇〇大学が締結した 「令和6年度大学研究者による提案事業に係る協定書」 (変更前のもの)3条に基づ く東京都の負担金の概算額に ついて、〇〇大学が東京都に 対し支払いを求める文書 (求書等名称を問わない)				1										本件に係る文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しない	スタートアップ 戦略推進本部戦 略推進部スター トアップ推進課
3	R7. 2. 27		2024年度の〇〇と都による打合せのメモ、議録のうち 【7/17打合せ】	1	1													スタートアップ 戦略推進本部戦 略推進部スター トアップ推進課
4	R7. 2. 27	R7. 4. 28	2024年度に〇〇大学〇〇と都で交わされた全メールほか6件	263		1				1	1	1		1			(条例7条2号) 当該部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (条例7条3号) 法人その他の団体に関する情報情報であって、公にすることにより、当該法われると認められるため (条例7条4号) 当該部分は、法人の印影であり、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の名ことにより、であり、公にすることにより、であり、公にすることにより、であり、公告であり、公にすることにより、であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告であり、公告である。 用携帯番号及びメールアドレスであり、公告、各別の方により、業務と関連のない問合せがくる等、本の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	スタートアップ 戦略推進部 を推進部スター トアップ推進課
5	R7. 2. 27	R7. 4. 28	大学研究者による提案事業 「東京の未来を拓く起業家教育循環システム」の中止に関 連する文書一式ほか1件				1										本件に係る文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	スタートアップ 戦略推進本 略推進部スター トアップ 推進課